

## 自立支援医療の手続き

しょうがいしゃじりつしえんほう きゅういくせいりょう きゅう  
障害者自立支援法により、旧育成医療、旧  
こうせいりょう きゅうせいしんつういんりょう  
更生医療、旧精神通院医療 が、「障害者  
じりつしえんりょう とうごう  
自立支援医療」として統合されました。その  
しきゅうけつていゆうこうまかん ねんい  
支給決定有効期間は 1年以内となっています。  
また、手続きの流れは次のようになります。

### きゅういくせいりょう 旧育成医療

#### ① 申請

しんせいしよ いし いけんしよ しょうとくかくにんしよるいなど  
申請書、医師の意見書、所得確認書類等を  
とどうふけん せいれいし ちゅうかくし ていしゅつ  
都道府県(政令市・中核市)へ提出します。

#### ② 支給認定

とどうふけん ていしゅつしよるい しんさ  
都道府県が提出書類にもとづいて審査を  
します。

#### ③ 受給者証発行

しんさ しょうにん とどうふけん しんせいしゃ  
審査で承認されれば都道府県から申請者  
へ受給者証が交付され、不承認の場合は  
ふしょうにんつうちしよ そうふ  
不承認通知書が送付されます。

### きゅうこうせいりょう 旧更生医療

#### ① 申請

しんせいしよ いし いけんしよ しょうとくかくにんしよるいなど  
申請書、医師の意見書、所得確認書類等を  
しちょうそん ていしゅつ  
市町村へ提出します。

#### ② 支給認定

しちょうそん しんこうそう しんたいしやうがいしゃこうせいそうだんしよ  
市町村から身更相(身体障害者更生相談所  
はんていらい しんこうそう はんていけっか  
)へ判定依頼をします。身更相の判定結果を  
しちょうそん しきゅうにんてい  
もとに市町村が支給認定をします。

#### ③ 受給者証発行

しょうにん ばあい しちょうそん しんせいしゃ じゅきゅう  
承認の場合は市町村から申請者へ受給  
者証が交付され、不承認の場合は  
ふしょうにんつうちしよ そうふ  
不承認通知書が送付されます。

### きゅうせいしんつういんりょう 旧精神通院医療

#### ① 申請

しんせいしよ いし いけんしよ しょうとくかくにんしよるいなど  
申請書、医師の意見書、所得確認書類等を  
しちょうそん ていしゅつ  
市町村へ提出します。

#### ② 進達

しちょうそん しんせいしよなど とどうふけん しんたつ  
市町村は申請書等を都道府県へ進達します。

#### ③ 支給認定

とどうふけん せいしんほけんふくしせんたー はんてい  
都道府県の精神保健福祉センターにて判定  
し、それにもとづき都道府県が支給認定に  
ついて決定する。

#### ④ 受給者証交付

しょうにん ばあい じゅきゅうしゃしやう ふしょうにん ばあい  
承認の場合は受給者証を、不承認の場合  
は不承認通知書を都道府県が発行し、市町  
村を經由して申請者へ交付される。

きゅういくせいりょう きゅうこうせいりょう きゅう  
これまでに旧育成医療、旧更生医療、旧  
せいしんつういんりょう りょう  
精神通院医療 を利用されていた方について  
は、一定の「みなし認定」の期間があります。  
こじん ちが  
個人によってその有効期間等が違いますの  
で、詳しくは各市町村へお問い合わせくださ  
い。



ひとひと たいせつ ひと  
人と人がつながることの大切さや、つながるべき人の

存在そんざいを知りながら、意外いがいとつながれていないことがあります。はい、まずは行動こうどう！ 声こゑかけてみましょ。（見学）